第５回　千葉市バリアフリー基本構想推進協議会　議事録

1　日　　時　令和３年２月２日（火）　10:00～11:00

2　場　　所　千葉中央コミュニティセンター10 階 101 会議室

3　出 席 者

≪委員≫19 名（代理出席４名）

藤井敬宏会長、髙梨園子委員、名取信子委員（代理：吉野博一様）、大石千惠委員、大里千春委員、髙木登世美委員、大川敦委員、成田斉委員、常住昭嘉委員、斯波恭太郎委員、梶田啓介委員（代理：林裕士様）、植竹昌人委員（代理：太田良照寿様）、小林清悟委員（代理：稲村寿永様）、秋幡浩明委員、佐藤ひとみ委員、浜田恒明委員、石橋徹委員、水間明宏委員、青木俊委員

（WEB 参加：岩井阿礼副会長、松野由希委員、深井貴幸委員、小川良一委員）

（欠席：板倉照夫委員）

≪事務局≫４名

飯島成行課長、大木戸孝也課長補佐、勝地康裕主査、岡田泰幸主任主事

≪傍聴≫０名

4　議事次第

(1) 開会

(2) 都市局長挨拶、会長挨拶

(3) 委員の紹介

(4) 議題

・第１号　千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について

(5) その他

(6) 閉会

5　配付資料

・次第
・協議会委員名簿
・座席表
・資料１　パブリックコメント意見の概要と市の考え方について
・資料２　千葉市バリアフリーマスタープラン（案）［概要版］
・資料３　千葉市バリアフリーマスタープラン（案）
・参考資料１　地区別バリアフリー基本構想（稲毛地区）策定に向けた事業者 WG・地区 WG の開催スケジュール

・参考資料２　事業者説明会への出席依頼文案

6　議事の概要

(1) バリアフリーマスタープラン（案）について

事務局より、バリアフリーマスタープラン（案）について説明し、了承された。

(2) その他

事務局より、地区別バリアフリー基本構想（稲毛地区）の策定に向けたスケジュールについて説明した。

委員より、都市公園のバリアフリー化状況について、データの修正がある旨報告された。

＜会議録＞

１　開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「第５回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を開催致します。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせて頂きます、交通政策課の大木戸でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、委員 24 名中、委員 19 名、また代理出席者４名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第７条第２項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます

また、議事の公開につきましては、「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開することとなっております。

なお、本日の協議会開催にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員にみなさま方には WEB でのご出席も案内させていただき、４名の方に WEB 出席をしていただいております。

会場につきましては、テーブルや席の消毒を行った上、入口への消毒液の設置、窓を開けての換気、席の間隔確保などの対策を実施しております。

また、対策の一環として、ご出席の皆様にはマスクの着用を、傍聴される皆様には、万が一出席者に感染者が発生したときに備え、住所等の記載にご協力をお願いしております。更に、会議中、ご発言の際にお使いいただくマイクは、担当職員の方で都度消毒をいたしますので、少々、お時間をいただく場合がございます。

みなさまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、まず、本日の資料の確認をさせて頂きます。資料につきましては事前にお送りさせていただいております。

・次第、委員名簿、座席表、
・資料１　パブリックコメント意見の概要と市の考え方について
・資料２　千葉市バリアフリーマスタープラン（案）［概要版］
・資料３　千葉市バリアフリーマスタープラン（案）
・参考資料１　地区別バリアフリー基本構想（稲毛地区）策定に向けた事業者 WG・地区 WG の開催スケジュール
・参考資料２　事業者説明会への出席依頼文案

でございます。

配付漏れはございませんでしょうか。

２　都市局長挨拶、会長挨拶

【事務局】

それでは、初めに、都市局長の青柳から、ご挨拶申し上げます。

【都市局長】

おはようございます。おかげさまで、本日、千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について最終案を付議する運びとなりました。12 月よりパブリックコメントを行い、市民意見を踏まえて市の考え方を示し、いよいよ策定させていただくことになります。令和元年度から約２年間、ご多忙の中、会議へのご出席、度重なる意見照会、地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ等、多くのご支援、ご協力を賜りお礼申し上げます。

バリアフリー法に基づく国の基本方針が 12 月に告示され、旅客施設の案内設備、心のバリアフリーの認知度など新たなバリアフリー化の目標が定められました。これに準じて進めていくこととなります。

緊急事態宣言も延長された中、人と人の接触機会を減少させる必要がありますが、バリアフリーでは心の距離を近づけていくことが大事と考え、コロナ禍に負けずにバリアフリーに取り組みたいと考えています。

この度、バリアフリーマスタープラン（案）をご審議いただき世の中に出すことになりますが、今後現場に入っていくフェーズも大事です。稲毛地区をモデル地区として進め、具体的な整備メニューの検討調整のフェーズに入っていきます。各地区で事業メニューを検討していくのは行政だけでなく、施設設置管理者、地域住民の方々のご協力なくしてはできないものですので、意見交換を踏まえて一歩ずつ検討を進め、少しでも移動しやすい、移動したくなる環境づくりへ繋げていくため、今後もご協力賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、当協議会の会長である日本大学理工学部　教授　藤井敬宏様よりご挨拶を頂戴します。

【藤井会長】

おはようございます。コロナ禍の中、会場にお集まりいただき、また WEB でもご参加いただいております。外出行動が制限されている中でも協議会として検討を進めないといけない状況にあり、ご協力ありがとうございます。

本日は、パブリックコメントを経て成案となるかお諮りすることになります。市民意見と、意見を踏まえた変更点を報告させていただき、この内容で宜しいかご確認いただきます。

過去の千葉市バリアフリー基本構想では、策定後の推進がうまくいかなかった経緯があると認識しています。今回は、市として稲毛地区、その次の地区と、地区別に展開していくという思いを持たれているとのことですので、皆様にも継続的にご協力いただく必要があると思っています。

今日は市の思いを共有していただき、成案となるかご確認いただくとともに、今後の検討へ向けた宣言ができると良いと思っています。ご協力の程どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。

3　委員の紹介

【事務局】

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

今回から新たに１名の委員を委嘱させていただきましたので、初めにご紹介させていただきます。

千葉市　財政局　資産経営部長　秋幡浩明でございます。

【秋幡委員】

千葉市の公共施設の更新計画や、現在整備を進めております新庁舎整備の担当をしております、資産経営部長の秋幡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続いて、代理出席の方をご紹介いたします。

千葉市老人クラブ連合会　名取信子様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理の事務局長　吉野博一様でございます。

国土交通省千葉国道事務所交通対策課長　梶田啓介様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理の林裕士様でございます。

千葉県警察本部交通部交通規制課長　植竹昌人様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で交通規制課警部補　太田良照寿様でございます。

千葉県警察本部千葉市警察部総務課長　小林清悟様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で稲村寿永様でございます。

最後に、本日、ご欠席の方です。

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長　板倉照夫様が本日は所用のため、欠席と連絡を受けております。

それでは、これからの議事進行につきましては、藤井会長にお願い致します。

藤井会長、よろしくお願いいたします。

4　議題　第１号　千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について

【藤井会長】

それでは、はじめに議題第１号「千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議題第１号「千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について」ご説明致します。

お手元の資料１をご覧ください。

第４回協議会後、令和２年 12 月１日から令和３年１月４日までの約１か月間、「千葉市バリアフリーマスタープラン（案)」についてパブリックコメント手続を実施いたしました。いただいたご意見と、それに対する市の考え方をご説明いたします。

ご意見は法人個人あわせて、３者から、合計８件いただきました。

１点目の意見は、「第４章 移動等円滑化促進地区の設定　４の２生活関連施設・生活関連経路の設定」に対するものです。

ご意見の内容は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正が昨年末に告示されたことを踏まえた市の対応に関するものでした。

具体的には、一部改正において、「１日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満であって、重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅」については、令和７年度までに原則バリアフリー化することが明記されたことを受け、生活関連施設の抽出ルールを変更する考えはあるのか、という趣旨でございました。

これに対する市の考え方ですが、促進地区のうち事業化が見込まれる地区を重点整備地区として定めていくものですが、各施設所有者様との調整や関係者間での連携方策などを試行するため、先ず令和３年度は JR／京成稲毛地区をモデル地区として検討を進めていく予定です。

今後、重点整備地区を定めていくにあたり、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正と整合をとるため、バリアフリーマスタープランにおいて、生活関連施設としての鉄軌道駅の抽出ルールを“乗降客数 2,000 人以上”に変更します。

この変更に伴い、バリアフリーマスタープランに示した促進地区内において、「京成電鉄西登戸駅」と「千葉都市モノレール千城台北駅」の２つの鉄軌道駅を新たに生活関連施設として設定するとともに、生活関連経路も合わせて変更しております。

２ページをご覧ください。

２点目から５点目までの意見は、「第６章 地区別のバリアフリー方針」全般に係るご意見でした。

そのうち、２点目から４点目のご意見は、整備の実例や課題箇所の写真の掲載など、具体的な整備等の掲載に関してのものでした。

順にご説明いたします。

２点目の意見についてです。

意見の内容は、「歩行環境の向上」、「歩行環境の改善」、「移動の連絡性の向上」、「移動への配慮」、「案内の充実」など、地区の特徴と課題の中でこれらの表現が繰り返し使われているが、仮定としつつ具体的な対応の実例を提示しても良いのではないか、との意見をいただきました。

これに対する市の考え方ですが、バリアフリーマスタープランでは、各地区の特徴や課題を踏まえ、バリアフリー化を促進するための方針（バリアフリー方針）を作成するものであり、具体的な対応事例を記載するものではありませんので、計画内容は変更しておりません。

しかしながら、バリアフリーマスタープランの 37 ページ「５の３　バリアフリー化促進に向けた配慮事項」で、公共交通、道路、交通安全、建築物及び都市公園について、それぞれ項目別に具体的な配慮事項を示すとともに、各地区の特徴や課題を踏まえバリアフリー方針を掲げております。

また、具体的なバリアフリー対応については、今後、地区別のバリアフリー基本構想の検討において、詳細な調査等を実施するとともに、いただいたご意見等を踏まえ、検討するものとします。

続きまして、３点目の意見についてです。

まち歩きをした結果、見つけた様々な課題（段差や点字ブロック等のハードウェア的なものや案内関係が不十分な場所等）の写真を一部の地区で良いので、マスタープランに掲載しても良いのではないか、との意見をいただきました。

これに対する市の考え方ですが、まち歩き点検の課題の写真についてはバリアフリーマスタープランの 12 ページから 14 ページに、まち歩き点検ワークショップの実施概要と、写真を交えて検証テーマ別に課題整理を掲載しています。

また、今後、地区別のバリアフリー基本構想を検討していくにあたり、改めて詳細な調査等を実施するため、まち歩き点検ワークショップを開催する予定です。その際は、個別の課題等の現状や写真等の掲載について検討するものとします。

よって、計画内容は変更しておりません。

続きまして、４点目の意見です。

バリアフリーマスタープランで言及された各地区の課題というのは、「どこから」、「どのように」整備されるのか、とのご意見をいただきました。

これに対する市の考え方ですが、具体的なバリアフリー対応の時期や方法については、今後、地区別のバリアフリー基本構想の検討において、詳細な調査等を実施するとともに、いただいたご意見等を踏まえ、検討するものと考えておりますので、計画内容は変更しておりません。

なお、バリアフリーマスタープランで定めた 22 の促進地区のうち、優先して重点整備地区として検討する地区については、バリアフリーマスタープランの 34 ページ「４の３　重点整備地区の検討の考え方」に示しております。

この考え方に基づき、先ずは JR／京成稲毛地区をモデル地区として検討を進め、地区別のバリアフリー基本構想を検討します。検討にあたっては、具体的な整備内容を調整し、バリアフリー化を推進していく考えでおります。

３ページをご覧ください。

続きまして、５点目の意見です。

バリアフリーマスタープラン（案）では、生活関連施設として多岐にわたる施設が設定されていますが、現時点で、閉店や移転しているものが見受けられます。掲載時点が不明ですが、可能な限り最新の情報を元にして、施設や経路の設定を行う必要があるのではないか。とのご意見をいただき、例として千葉都心地区の三愛記念病院が移転していることなどが示されております。

これに対する市の考え方ですが、改めて生活関連施設の状況等を調査し、令和３年１月１日時点の施設の状況を反映いたしました。

変更箇所は、別紙「マスタープラン（案）変更箇所一覧」に記載いたしましたので、のちほど、まとめてご説明いたします。

続きまして、６点目から８点目までの意見は、「第６章　地区別のバリアフリー方針」のうち「９　JR 鎌取地区」に係る個別、具体的な課題等に関するご意見を頂いております。

６点目の意見です。

意見の内容は、「下総精神医療センター他２病院があり広域から患者が集まるがバスの本数も多く、歩く人はほとんど見かけない。また病院によっては専用バスを走らせている。したがってこの計画で無理に取り上げないほうが良いと考える。」とのご意見をいただきました。

これに対する市の考え方ですが、個別、具体的な課題となりますので、今後、地区別のバリアフリー基本構想を検討していく中で、詳細な調査等を実施するにあたり、本意見は参考とさせていただくものとします。

よって、計画内容は変更しておりません。

続きまして、７点目及び４ページの８点目の意見です。

７点目は“駅前の道路の整備方法”、８点目は“泉谷公園の活用方法”に係るご提案として、個別、具体的なご意見をいただきましたが、今回の「千葉市バリアフリーマスタープラン（案)」に直接、関わる内容ではありませんでした。

このことから、事業者に共有させていただくとともに、今後の参考とさせていただくものとします。

よって、計画内容は変更しておりません。

以上が、パブリックコメント手続において、いただいた意見の概要と市の考え方になります。

５ページをご覧ください。

「マスタープラン（案）変更箇所一覧」を用いまして、今回のパブリックコメント意見を踏まえた、修正部分について、要点をご説明させていただきます。

なお、修正にともない、ページ数が増えたため、パブリックコメント時のページと修正後のページを併記しております。

変更箇所１点目についてです。

資料３「千葉市バリアフリーマスタープラン（案)」の６、７ページをご覧ください。

前回までは、国の公表次第で調整としておりましたが、昨年 12 月に国の基本方針の改正が告示されたことを受け、目標を修正したものです。黄色く塗られたところが、現行目標からの変更箇所となりますが、主だったところをご説明いたします。

まず、文章中１行目の目標期間については、令和２年度末から７年度末と期間が変更となりました。

次に、表３の内容ですが、【鉄軌道駅】や【バスターミナル】等におけるバリアフリー化の施設として、これまでの段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、障害者用トイレの設置に加えて、案内設備の設置が位置づけられました。

また、令和７年度末までの目標として、【鉄軌道駅】の対象が１日当たりの平均利用者数 3,000 人以上の駅に加え、基本構想の生活関連施設に位置づけられた１日当たりの平均利用者数 2,000 人以上の鉄軌道駅も対象となりました。

【バス】においては、ノンステップバスの導入率が約 70％から約 80％に変更となりました。

【タクシー】においては、全国の福祉タクシー車両の導入台数が、約４万４千台から約９万台に変更となりました。

そのほか、道路や都市公園、建築物等についてもバリアフリー化の目標値を上げる変更が行われております。

これらに加えて、新たに心のバリアフリーという項目が創設され、目標として、

・バリアフリー化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する。

・心のバリアフリーの用語の認知度を約 50％とする。

・高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則 100％とする。

といった内容が加わりました。

これら国が示した目標については、本市においても目標として設定し、バリアフリー化促進のさらなる取組を検討して参りたいと考えております。

変更箇所２点目についてです。

資料３の９ページをご覧ください。

「図５　検討フロー」において、右下の重点整備地区（モデル地区）の検討スケジュールが、予定と実施内容に差異があったため修正しております。

変更箇所３点目についてです。

資料３の 34 ページをご覧ください。

生活関連施設の抽出ルールを、国の基本方針の改正に合わせ、旅客施設について、乗降客数 3,000 人以上から、2,000 人以上の鉄軌道駅に変更をいたしました。

変更箇所４点目についてです。

資料３の 52 ページをご覧ください。

生活関連施設の抽出時点を明確にするため、生活関連施設は令和３年１月１日時点のものを抽出している旨を明記しました。

変更箇所５点目についてです。

資料３の 61、62 ページをご覧ください。

「ＪＲ西千葉、京成みどり台地区」において、生活関連施設抽出ルールのうち、鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）に該当するため「京成西登戸駅」を追加し、生活関連経路等を修正いたしました。

変更箇所６点目から９点目についてです。

資料３の 63 から 66 ページをご覧ください。

「千葉都心地区」において、生活関連施設抽出ルールに該当する「千葉みなとリハビリステーション病院」及び「ホテルテトラ千葉みなと」を追加し、既に閉業となっている「ホテルニューツカモト」を削除します。

また、「三愛記念病院」が移転したことを踏まえ、生活関連施設の位置及び生活関連経路を修正いたしました。

変更箇所 10 点目についてです。

資料３の 80、81 ページをご覧ください。

「ＪＲ検見川浜地区」において、施設規模の縮小に伴い、生活関連施設抽出ルールに該当しなくなったため「東京歯科大学千葉歯科医療センター」を削除しました。

最後に、変更箇所 11 点目についてです。

資料３の 86、87 ページをご覧ください。

「モノレール千城台地区」において、生活関連施設抽出ルールのうち、鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）に該当するため「モノレール千城台北駅」を追加します。

以上が、今回のパブリックコメント手続きにおいて、いただいた意見の概要と市の考え方、並びに、修正した内容となります。

なお、お配りしている資料３「千葉市バリアフリーマスタープラン（案）」は、いただいたご意見等を踏まえて修正した後の資料ですので、ご承知おきください。

これで議題第１号「バリアフリーマスタープラン（案）について」のご説明を終わります。

【藤井会長】

ただいま、事務局より第１号「千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について」ご説明いただきました。この件のご質問やご意見について、委員のみなさまからお受けしたいと思います。

ご意見等はございますでしょうか。

【大石委員】

「ＪＲ検見川浜地区」の状況が変わったため、東京歯科大学が生活関連施設から外れる

と説明がありましたが、施設を使用している人が変更によって困ることが無いでしょうか。

【事務局】

病床数が０になるなど、東京歯科大学は規模が縮小されたことから、生活関連施設の抽出ルールに該当しなくなったため、生活関連施設としては削除しましたが、そこにいたる生活関連経路は残すこととしております。

【藤井会長】

施設の実利用者は減少するので施設としては削除しましたが、経路の整備計画としては変更しないように生活関連経路としての指定は残しているとのことです。

他にご意見はございませんでしょうか。WEB 出席の委員のみなさまもございませんでしょうか。

無いようですのでお諮りいたします。

第１号「千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員ですので、第１号「バリアフリーマスタープラン（案）について」、原案どおり承認致します。

なお、事務局より、今後のマスタープラン策定までの流れについてご説明があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

今後の「千葉市バリアフリーマスタープラン」の策定・公表等の流れについて、簡単にご説明させていただきます。

皆様にご賛同いただけたことから、本計画策定に必要な庁内手続きを行い、準備が整い次第、策定・公表を行いたいと考えております。なお、策定・公表の具体的な時期は、改めてご連絡をさせていただきます。

なお、協議会委員の皆様や、関係団体へのマスタープランの冊子の配布、及び、区役所等での配架・閲覧等につきましては、印刷・製本の作業の都合上、早くとも３月末頃の予定となります。

本計画の策定にあたり、本協議会委員の皆さまには慎重な審議をいただき厚くお礼を申し上げます。

本協議会は、バリアフリーマスタープラン策定以降も、「地区別のバリアフリー基本構想」の策定に向けた検討やバリアフリーに係る意見交換等のために、次年度以降も引き続き開催していく考えでおります。

引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【藤井会長】

ただいまのご説明に対してご意見等はございますでしょうか。

【大石委員】

生活関連施設の方々に呼びかけをするとのことですが、ぜひ銀行やパチンコ店等に呼びかけて頂きたいことがあります。視覚障害者誘導用ブロックまで自転車を止めていいと自転車利用者が解釈していると考えられ、歩行の困難になっています。従業員が見回って、駐輪してはいけないという啓発指導をしていただくようにお願いをしていただけると嬉しいと思います。

【藤井会長】

生活関連施設に関わらず視覚障害者誘導用ブロック付近に物を置くのは良くないので、市全体への周知啓発も含めて働きかけをしていただけるとよいと思います。

次年度には稲毛駅周辺でまち歩きも予定しており、より具体的な課題を確認し、安全な歩行環境を確保するための意見を挙げていただきたいと思います。その他の地区でもせっかくマスタープランが動き出すので、声を挙げていくことを続けてほしいと思います。心のバリアフリーという言葉を使わなくても配慮が行き届けばよいですが、千葉市としても働きかけ、地区別の取組に関わらず進めてほしいと思います。

【成田委員】

マスタープラン 103 ページの第８章「マスタープランの実現に向けて」について、今回マスタープランが決まり、今後、事業者説明会の開催などもあると思いますが、届出制度等による事業内容の調整について、「支障を及ぼす恐れのあるもの」の判断は整備側、利用者側、誰が判断するのでしょうか。また、バス協会や関係事業者に届出があったことをお知らせいただけるのでしょうか。事前の情報提供などお願いできるとありがたいと思いますが、今後、届出が出た場合の千葉市の取り扱いについて、何か取り決めがあれば教えて頂ければと思います。

【事務局】

現在、他市の事例を整理し取り組み方を検討しているところです。まだルール化してはいないので、情報提供及び運用の方法についても、合わせて検討していきます。ルールなどを定めた際は、事業者へのお知らせもしていきます。

【成田委員】

新しい建物が建った場合、バス事業者は系統や路線の調整などに時間を要するので、事業者への情報提供もしていただけるとよいと思います。

【藤井会長】

私は他市のバリアフリー協議会にも関わっていますが、届出制度について具体的に組み込まれている例はない状況です。

本マスタープランでは協議の場を持つということを宣言しており、他市の例より一歩進んでいますが、具体例はないので今後も事務局として迷いながら進め、千葉市がモデルとなっていけば良いと思います。

【佐藤委員】

お願いとお知らせをさせていただきます。

高齢障害部では第５次千葉市障害者計画（案）を作成しています。バリアフリーマスタープランと密接に関係する内容であり、２月 24 日までパブリックコメントを実施していますので貴重なご意見をいただけるとありがたく思います。

また、障害者用駐車区画の事例についてお知らせします。障害者用駐車区画の不適正な利用を防止し、更なる注意喚起をするため、緑区役所の専用区画で国際シンボルマークとヘルプマークを路面に目立つように塗装しました。今後もこのような形で適正利用に向けて取り組んでいきたいと思います。

【藤井会長】

ヘルプマークの路面標示をした例をスクリーンにもお示しいただきました。

議題としては以上となります。

４　その他

【藤井会長】

続きまして、「その他」といたしまして、事務局の方から説明はありますでしょうか。お願いいたします。

【事務局】

お手元の参考資料１をご覧ください。

地区別のバリアフリー基本構想策定のモデル地区として選定しました「JR/京成稲毛地区」について、今後の進め方等についてご説明させていただきます。

千葉市バリアフリーマスタープランの策定・公表時期の目途が立ちましたら、随時、稲毛地区の各施設管理者等との調整等を進めて参りたいと考えております。

事業者WG（ワーキンググループ）の開催については本年３月の開催を検討しておりますが、各施設管理者等との調整状況や新型コロナウイルス感染拡大状況も踏まえて、開催方法や内容等を検討していく考えです。

本協議会委員の中にも、事業者WG（ワーキンググループ）の対象となる事業者様がいらっしゃいますが、適宜、情報共有等を図りながら進めて参りたいと考えておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、参考資料２として、今後、事業者WG（ワーキンググループ）の開催に向け、各施設設置管理者等への依頼文（案）等もお配りしております。

こちらの依頼文を各施設設置管理者と事前調整の上、送付させていただく考えでおります。

以上、「その他」について事務局からの説明を終わりとさせていただきます。

【藤井会長】

それでは、ただいまの説明についてのご意見、その他お知らせしたいこと等はございますでしょうか。

【石橋委員】

公園緑地部からデータ修正についてご説明とお詫びを申し上げます。マスタープラン22 ページ中段の都市公園のバリアフリー状況についてですが、現地で最終確認をしている中で、若干数値が変動することがわかりました。具体的には、園路及び広場の適合箇所及び達成率を下方修正することになります。

成案となる今回の審議に示すべきでしたが、間に合わずお詫び申し上げます。最終稿までには正確な数値として記載する予定です。

【藤井会長】

最終稿までには修正いただくということですので、ご理解いただければと思います。

【大石委員】

些細な経験ですが、心のバリアフリーについて本日あったことをお話ししたいと思います。

本日、みつわ台駅からモノレールに乗りましたが、慣れない駅で工事もしていたので、状況がわからず恐る恐る階段を上っていたら、「エレベーターを使いませんか」と声をかけていただきました。その方は、自分は乗らないのにエレベーターのボタンを押してくれて、エレベーターの開く方向を教えてくれました。

市役所前駅で降りた時も、市役所の職員の方が気付いてくれて声をかけていただき、精算機の対応や改札への誘導などをして送り出してくださいました。コロナ禍でも助け合おうという気持ちを感じて嬉しく思いましたのでお伝えさせていただきます。

【藤井会長】

嬉しい情報をありがとうございます。心のバリアフリーということを意識しなくても自然にこのようなことが起こるようになっていくとよいと思います。

今回、マスタープランは成案となりますが、地区の新しい課題が見えてくる中で、どう取り組むか、他地区へどう展開するかなど、PDCA と簡単に言いますが、基本構想全体のスパイラルアップは難しいと思っています。

千葉市は、特に多くの地区を抱えている市であり、90 万人以上の人口がいる中で動かしていく難しさに加え、県の中でリーダーシップをとって進めていく責務もあります。

マスタープラン策定後の市の汗のかき方を見ていただき、ご協力いただきたいと思います。私も県内に大学があるので、引き続き協力していきたいと思っています。

その他、何かご紹介したい取組等やご意見はありますでしょうか。

無いようですのでこれをもちまして、本日すべての審議事項が終了しました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】

藤井会長ありがとうございました。

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「第５回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させて頂

きます。

なお、次回の協議会の開催日程につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。